

令和元年5月13日

第二東京弁護士会 会長 関谷文隆 様

二弁設立の趣旨を守る会 代表 道本幸伸
東京都千代田区紀尾井町3-19 紀尾井町コートビル301

六法法律事務所内 電話 03-3234-5900



会の予算及び投票制度改革要請書

第1 経費削減と会費外収入の確保による会費減額

会長は、選挙公報において「会員の会費の負担感が大きいとの声があることから、バランスのとれた会財政基盤の維持に真剣に取り組んでいきたい」と述べ、会員の会費負担軽減のための取り組みを行うことを公約として述べました。

そこで、次の経費削減案（約1億5000万円）と会費外収入の確保案（約1億5000万円）を提案します。これを実行すれば会費は月額1万円まで減額できることとなりますので、検討をお願いします。

- (1) 法律相談事業を名簿管理だけとするなどの遂行方式の見直し
- (2) 図書館などは利用する会員や他会員から手数料を受領する
- (3) 通信はメールを原則とし、郵送希望は印刷費と郵便費用を負担して頂く。
- (4) 関弁連の間接強制加入は希望会員ごとに改め、研修所教官支援金は廃止する
- (5) 賦課金収入・寄付金収入の増加を図る
- (6) 嘱託費や人件費の削減を図る。

第2 日弁連会費の減額

平成元年頃の日弁連は年約12億円の経費で運営されていたところ、現在では50億円を超える費用を遣っています。莫大に膨らんだ経費につきその必要性を再度吟味するとともに、会費外の収入確保を検討するなどして、会員の負担を軽減するように日弁連の運営を見直しされたい。

第3 投票制度改革

郵便による投票の申請理由には「やむをえない用務」との項目がありますが、あまりに抽象的な文言です。今年度の会長選挙では、郵便投票が1,068票と総投票数2,120票の半数を超えていました。他方、投票率の方は4割に満たないという状況です。「やむを得ない用務」という申請理由を撤廃して、希望する会員にはすべて郵便投票を認めるように改正すれば、投票率も向上するでしょう。また、会長は選挙公報に「IT技術の導入なども通じて・・弁護士会活動により参加しやすくする」と明示されましたので、IT投票の制度化も検討されるようにお願いします。

(以上)

